統計調査員の登録について

１．業務内容

国などが行う各種統計調査に、調査員として従事します。

市内の一定の区域（調査区）を受持ち、調査対象（事業所や世帯）を訪問して

調査の依頼、調査票の配布・回収を行います。

２．対象

① 責任をもって、調査事務を遂行できる方

② 秘密保護のできる方

すべてを満たして

いる人が対象です。

③ 税務、警察及び選挙に直接関係のない方

④ 原則として満２０歳以上の方

⑤ 暴力団その他の反社会勢力に該当しない方

３．募集・登録期間

随時

４．調査員の登録から任命までの流れ

「登録調査員」として登録

お電話で登録に来られる日をご連絡ください

・「統計調査員希望者登録カード」を面談後に記入していただきます。

調査の種類に応じて市から従事を依頼

市から大阪府へ調査員として推薦し、大阪府知事が任命

注）国勢調査は総務大臣が任命

調査に従事

５．報酬について

調査労働の対価として報酬が支払われます。金額は、調査の種類や受け持ち件数

によって異なります。

任命期間中の身分は「非常勤公務員」になります。６．調査の回数

年に１～２回ほどです。

≪参考≫統計調査の種類（中間年に実施する調査もあります）

|  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 実施機関 | 調査名 | 周期 | 次回  調査年(※) | 調査期日 | 調査  対象 |
| 総務省 | 国勢調査 | ５年 | 令和７年 | 10月1日 | 世帯 |
| 住宅・土地統計調査 | ５年 | 令和5年 | 10月1日 | 世帯 |
| 就業構造基本調査 | ５年 | 令和９年 | 10月1日 | 世帯 |
| 全国家計構造調査 | ５年 | 令和6年 | 10～11月 | 世帯 |
| 総務省  経済産業省 | 経済ｾﾝｻｽ‐基礎調査 | ５年 | 未定 | 6～翌3月 | 事業所 |
| 経済ｾﾝｻｽ‐活動調査 | ５年 | 令和８年 | 6月1日 | 事業所 |
| 農林水産省 | 農林業ｾﾝｻｽ | ５年 | 令和7年 | 2月1日 | 世帯 |

※ 令和５年１月1日時点の予定であり、変更になる場合があります。

７．しごとの流れ

調査員事務説明会に出席する

・具体的な事務指導を受ける

・調査の手引、調査対象名簿、調査票など必要な書類を受け取る

実査準備

・担当する調査区や調査対象の確認

・調査のお願い…パンフレット等を配布する

調査対象を訪問し、協力を得る

・調査対象に調査票への記入を依頼し、回収の日時を約束する

後日再訪問し、調査票を回収する

回収した調査票を検査・整理する

調査票、その他書類を市へ提出する

★ 上記は標準的な業務の流れで、調査によって異なる場合があります。

* 調査により異なりますが、調査員事務説明会から市への提出までは

約２か月間です。

【お問い合わせ先】

豊中市総務部行政総務課統計係

🕿：０６‐６８５８‐２０５５（直通）